

議案第15号

財団法人珠洲市スポーツ振興事業団の解散及び残余財産の処分の許可について

1 提案理由

珠洲市有体育施設の管理・運営を事業とする財団法人珠洲市スポーツ振興事業団から、解散及び残余財産の処分の申請があり、これを許可する必要があるため。

2 根拠法令

- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第95条
- ・ 旧民法(明治29年法律第89号)第68条第1項第1号及び第72条第1項
- ・ 旧石川県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和42年教育委員会規則第18号)第16条第1項及び第17条第1項

3 申請者

珠洲市野々江町セの部17番地1地

財団法人 珠洲市スポーツ振興事業団 理事長 田中 栄俊

4 その他

- (1) 設立の日 平成6年9月14日
- (2) 解散予定時期 平成23年3月(教育委員会許可の日)
- (3) 残余財産目録 次頁のとおり

残余財産目録

<u>1 資産の部</u>	<u>32,447,206円</u>	
(1) 流動資産		
普通預金(北國銀行 普通預金)	12,447,206円	
(2) 基本財産(興能信用金庫 定期預金)	20,000,000円	
<u>2 負債の部</u>	<u>0円</u>	
(1) 流動負債		0円
(2) 固定負債		0円
<hr/>		
残余財産計	32,447,206円	